



KAWASAKI CITY

環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成20年9月30日

川崎市環境影響評価に関する条例の規定に基づき「川崎発電所リプレース計画（更新及び増設）」に係る準備書についての意見の概要等及び法対象条例見解書の縦覧を次のとおり行います。

※「準備書についての意見の概要等及び法対象条例見解書」とは、準備書に係る市民意見等に対する法対象事業者の見解を示したものです。

法対象事業の基本的事項	法対象事業者	住所 東京都渋谷区代々木二丁目2番2号 名称 東日本旅客鉄道株式会社 代表者 代表取締役社長 清野 智
	法対象事業の名称	川崎発電所リプレース計画（更新及び増設）
	法対象事業の種類	電気工作物の設置及び変更
	法対象事業を実施する区域	川崎市川崎区扇町8番3号 (開発区域面積：約67,351㎡)
	法対象事業の目的	安定輸送の確保及び管内施設等への自営電力の供給
	法対象事業の内容	発電方式：ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式） 発電出力：63.3万kW（新1号機：21.1万kW、新4号機：21.1万kW、5号機：21.1万kW）
	法対象事業の施行期間	着手予定：平成21年10月 完了予定：平成34年 2月
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成20年 9月30日（火）から 平成20年10月29日（水）まで 土曜日、日曜日等閉庁日は除きます。ただし、幸区役所及び中原区役所では、第2・第4土曜日の午前中も縦覧を行います。 時間：午前8時30分から午後5時まで
	縦覧場所	川崎区役所、大師支所、田島支所、幸区役所、日吉出張所、中原区役所及び本庁（環境局環境評価室）
	条例公聴会の開催について	<ul style="list-style-type: none"> 法対象条例準備書関係住民から法対象条例公聴会の開催申出があった場合で市長が必要と認めるときは、その開催について公告します。 法対象条例公聴会開催申出書の提出期限：平成20年10月29日（水）まで（郵送の場合は10月29日消印有効）です。 申出書の用紙：川崎区役所、田島支所及び本庁に用意しています。
申出書提出先・問合せ先	川崎市環境局環境評価室 電話番号：044-200-2156 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm	
今後の手続きの流れ	公聴会開催の申出がある場合	
	申出がない場合	
	<p>市長が意見を聴こうとする事項について意見を述べるすることができます。</p> <p>環境影響評価の内容を審議し、その結果を市長に答申します。</p> <p>上記審議会からの答申を基に、環境の保全の見地から市長意見を記載した書類を公告します。</p> <p>審査書を基に、準備書の記載内容を再検討した上で、事業者の見解を記載した書類を公告します。</p>	